

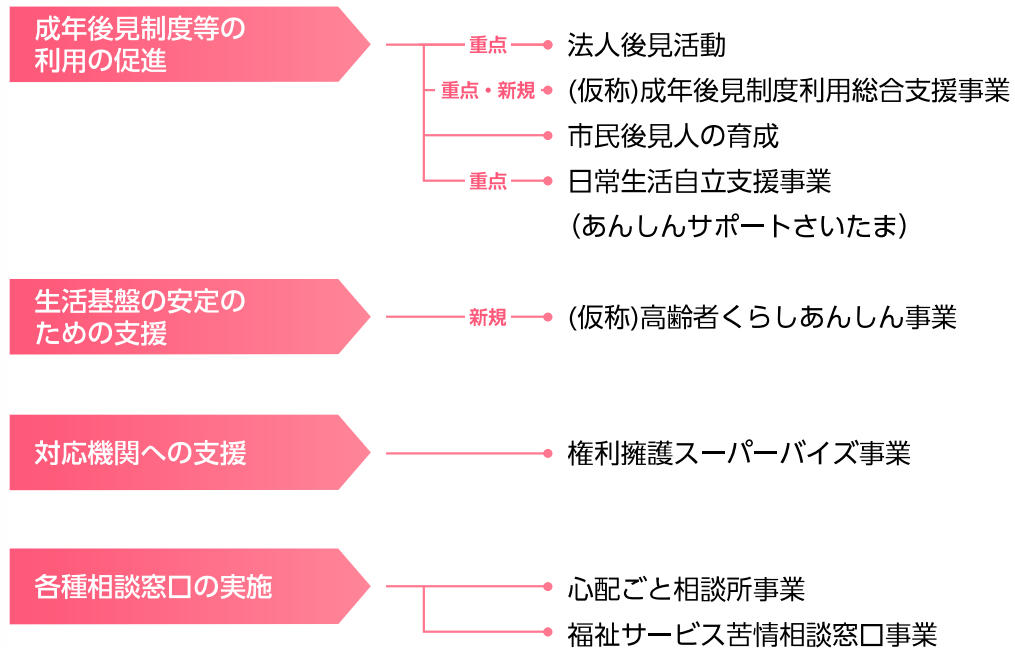
## 基本目標3

## 権利擁護の推進

認知症や知的障害・精神障害などで判断能力が低下した方でも、地域で安心して生活が送れるよう成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進するとともに、ひとり暮らし高齢者等の入院や施設入所の際の保証機能などのサービスを充実させることにより、地域における権利擁護体制の一体的拡充を図っていきます。

また、市民に対する権利擁護的相談及び支援を行う関係機関に対して、専門性を強化するための相談等を実施していきます。

### 推進項目体系



#### 【第2次計画との変更点】

※基本目標「高齢者・障害者の権利擁護の推進」→「権利擁護の推進」 変更

※「(仮称)成年後見制度利用総合支援事業」 新規事業 平成30年度より実施予定

※「(仮称)高齢者くらしあんしん事業」 新規事業 平成30年度より実施予定

認知症や知的障害・精神障害などで判断能力が低下した方でも、地域で安心して生活が送れるよう成年後見制度等の利用促進の取り組みを強化していきます。

No.  
39

事業名称 **法人後見活動**

区分 **重点**

### 事業の内容

認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない方の成年後見人、保佐人または補助人として後見活動を行うことにより、本人の権利を保護するとともに、安心して生活が送れるよう支援します。

また、本会に登録している市民後見人候補者を受任調整により家庭裁判所へ推薦し、後見人等に選任された場合は、その活動を監督・支援します。

### 今後の取り組み

- ① 後見人等として後見活動を継続して行い、成年被後見人等の権利擁護に努めます。
- ② 市、地域包括支援センター、障害者生活支援センター等の関係機関からの成年後見制度に関する相談に応じる窓口の設置について調整し、実施します。
- ③ 後見監督人として市民後見人の後見活動が適正なものとなるよう継続して監督します。
- ④ 成年後見制度の普及・推進を図るため、市民向けの相談会を開催します。

### 【見直し(平成34年度)までの年次計画】

| 年次計画   | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| ①実施    | ▶    | ▶    | ▶    | ▶    | ▶    | ▶    |
| ②調整・実施 |      |      |      |      |      | ▶    |
| ③実施    |      |      |      |      |      | ▶    |
| ④開催    |      |      |      |      |      | ▶    |

No.  
40

## 事業名称 (仮称) 成年後見制度利用総合支援事業

区分 重点・新規

### 新たに対応するニーズ

権利擁護的観点から成年後見制度の利用が必要な事案について、速やかな利用に繋がるよう、申立事務や後見人等候補者の選任等に関する総合的な相談窓口の役割を果たしていきます。

### 事業の内容

低所得世帯に属する方等を対象に、成年後見制度利用に際し、後見等の開始申立てを行う方からの相談に応じるとともに、申立てに関する書類の作成等を支援していきます。

### 今後の取り組み

- ①事業実施方法を検討し、要綱等を整備します。
- ②事業を実施します。

### 期待される効果

さいたま市では、平成24年度より、成年後見制度の利用促進を目的とした「さいたま市成年後見制度利用支援事業」を実施し、主に、市長による後見開始等審判の請求や、後見人、監督人等に対する報酬助成等について支援を行っています。

同事業と併せて、本事業による支援が展開されることで、さいたま市における成年後見制度の利用を更に促進し、判断能力が低下した方の地域生活の安定と権利擁護に資するとともに、申立ての選択肢を増やすことでケース課題の早急かつ直接的な解決を図ることが期待されます。

また、日常生活自立支援事業、法人後見活動等の既存事業の実施と併せて、地域における権利擁護体制の一体的拡充が図られます

### 【見直し(平成34年度)までの年次計画】

| 年次計画   | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| ①検討・整備 | →    |      |      |      |      |      |
| ②実施    |      | →    | →    | →    | →    | →    |

No.  
41

事業名称 **市民後見人の育成**

区分 **市受託**

事業の内容

社会貢献の意欲が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や態度を身に付けた市民後見人の候補者を養成するための研修を行います。また、様々な特性がある被後見人の支援に対応できる市民後見人候補者を確保するため、市民後見人候補者として登録した方を対象にフォローアップ研修等を行います。

今後の取り組み

- ①市民を対象とした成年後見制度の普及・啓発のための講演会を開催します。
- ②市民後見人養成研修(初級・中級・専門課程)を開催します。
- ③市民後見人候補者として登録している方に対するフォローアップ研修を開催します。
- ④専門職による活動状況及び報告書類の確認、業務に関する日常的な相談に応じるなど、市民後見人としての活動を支援します。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

| 年次計画 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| ①開催  |      |      |      |      |      |      |
| ②開催  |      |      |      |      |      |      |
| ③開催  |      |      |      |      |      |      |
| ④実施  |      |      |      |      |      |      |

No.

42

**事業名称** 日常生活自立支援事業 (あんしんサポートさいたま)**区分** 重点**事業の内容**

認知症等の高齢者、知的障害者や精神障害者等の判断能力が不十分な方に対して、安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービス利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的な金銭の支払い等の援助、また必要な方には書類等預かりサービスを行います。

**今後の取り組み**

- ①事業内容(利用要件、サービス内容等)の明確化と関係者への周知を行います。
- ②申請から利用開始までの調査方法の適正化と期間の短縮を図ります。
- ③複雑化するケースに対応するために、関係機関との連携を強化するとともに、専門員、生活支援員の資質向上のための研修を開催します。
- ④利用料補助制度の拡充について検討し、実施します。

**【見直し(平成34年度)までの年次計画】**

| 年次計画   | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| ①整理・実施 | →    |      |      |      |      |      |
| ②整理・実施 | →    |      |      |      |      |      |
| ③開催    | →    |      |      |      |      |      |
| ④検討・実施 | →    |      |      |      |      |      |

頼れる親族がない等により、将来に不安を抱える高齢者が安心して暮らせるよう、支援してまいります。

No.  
43

事業名称 (仮称) 高齢者くらしあんしん事業

区分 新規

新たに対応するニーズ

家族や所得等により、入院・施設入所時に保証人を立てられない方や、判断能力が十分でも身体的な理由で外出や手続きに困難を抱える方、また、本人や家族の死亡時の対応に不安がある方等が、安心して保証等の支援を受けられるようにします。

事業の内容

契約能力がある高齢者と契約し、低額又は無料で入院や施設入所時の保証機能等を担うことで、住み慣れた地域で自立した生活を続けることが出来るよう支援してまいります。

今後の取り組み

- ①事業の実施に関する他自治体の実施状況等調査を行います。
- ②事業実施に向けた検討委員会を設置・開催し、要綱等を整備します。
- ③事業を実施します。

期待される効果

孤立しがちな低所得高齢者世帯の、地域生活の基盤の安定を図るとともに、日常生活自立支援事業、法人後見活動等の既存事業の実施と併せて、地域における権利擁護体制の一体的拡充が図られます。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

| 年次計画   | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| ①調査    | →    |      |      |      |      |      |
| ②検討・整備 | →    |      |      |      |      |      |
| ③実施    |      | →    |      |      |      |      |

差別や虐待事案への対応について、相談機関等の関係機関に対して、専門的な立場から適切な支援についての助言を行います。

No.  
44

事業名称 **権利擁護スーパーバイズ事業**

区分 市受託

事業の内容

虐待や差別を含む事案及び後見的支援の必要性がある事案等への支援について、関係機関等に対して、医師・弁護士等による専門的見地からの助言を行い、支援の専門性を強化するための研修を行います。

今後の取り組み

- ① 嘱託専門職相談、実践ケースへの助言内容の記録等を有効に活用できるよう記録を整備します。
- ② 日々の相談への助言や会議参加を通し、さらに権利擁護センター及び嘱託専門職相談の活用を促進します。
- ③ 支援者の課題に即した研修を開催します。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

| 年次計画 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| ①整備  | →    |      |      |      |      |      |
| ②実施  | →    | →    | →    | →    | →    | →    |
| ③開催  | →    | →    | →    | →    | →    | →    |

住民の日常生活上の相談等や福祉サービスの苦情に関する相談に応じ、福祉の増進を図るとともに福祉サービスの改善と質の向上を図っていきます。

No.  
45

事業名称 **心配ごと相談所事業**

区分 **継続**

事業の内容

住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言援助を行うことにより、福祉の増進を図ります。

今後の取り組み

- ①相談体制のあり方や関係機関との連携体制について検討します。
- ②相談内容の共有、対応強化を図るための内容整理、傾向・統計の把握を行います。
- ③相談員として必要な知識、技術等を習得するための研修会等を開催します。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

| 年次計画   | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| ①検討    | →    |      |      |      |      |      |
| ②整理・把握 | →    |      |      |      |      |      |
| ③開催    | →    |      |      |      |      |      |

No.  
46

事業名称 **福祉サービス苦情相談窓口事業**

区分 **継続**

事業の内容

福祉サービスに関する利用者の苦情を、第三者の立場から、中立かつ公平に調査及び助言等を行うことにより、福祉サービスの改善と質の向上を図ります。

今後の取り組み

- ①本会広報紙、市報等への掲載方法を工夫する他、地域の会議等で住民や関係機関に対して、事業の周知を図ります。
- ②相談体制のあり方について検討します。

【見直し(平成34年度)までの年次計画】

| 年次計画 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| ①実施  | →    |      |      |      |      |      |
| ②検討  | →    |      |      |      |      |      |